

秋田地方最低賃金審議会

議 事 録

令和6年度 第1回

令和6年7月3日（水）開催

1 日 時 令和6年7月3日(水) 15時00分～15時55分

2 場 所 秋田合同庁舎 第1会議室

3 出席者

公益委員 5名中4名出席

臼木智昭 嵯峨 宏 長岐和行 堀井 潤

労働者委員 5名中5名出席

井上正克 小玉恵子 後藤正文 佐藤伸幸 佐貫さおり

使用者委員 5名中5名出席

小野秀人 境田未希 佐藤宗樹 時田祐司 若泉裕明

[事務局] 秋田労働局

山本労働局長 山口労働基準部長 佐藤賃金室長

加賀谷賃金室長補佐 我妻賃金指導官 杉本賃金調査員

4 議 題

(1) 令和6年度秋田県最低賃金の改正決定の諮問について

(2) 令和6年度審議方針について

(3) 令和6年度審議日程について

(4) その他

5 配付資料

資料番号1 秋田地方最低賃金審議会委員名簿(第50期)

資料番号2 令和6年度の最低賃金の政府方針(閣議決定)

資料番号3 令和6年度審議方針(案)

資料番号4 令和6年度審議会等開催予定(素案)

資料番号5 令和6年度答申日別最短効力発生予定一覧表(地域別最低賃金)

資料番号6 秋田地方最低賃金審議会運営規程

資料番号7 秋田地方最低賃金審議会専門部会運営規程

資料番号8 秋田地方最低賃金審議会の公開に関する事務処理要領

資料番号9 秋田地方最低賃金審議会運営小委員会運営要領

資料番号10 関係する法条項等

6 議事内容

○杉本賃金調査員

ただ今から、令和6年度第1回秋田地方最低賃金審議会を開催いたします。

委員の任期につきましては、昨年度から今年度末までの2年間となっております委員の交代等はありません。今年度も引き続きよろしく願いいたします。

なお、会議資料1として秋田地方最低賃金審議会委員名簿をお付けしておりますのでご確認をお願いいたします。

本日は、公益代表委員4名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、合計14名の委員が、ご出席されました。最低賃金審議会令第5条第2項に定める「委員の3分の2以上又は各側代表委員の3分の1以上の出席」が得られましたので、本審議会は成立しましたことをご報告いたします。

なお、欠席委員は、公益代表 伊藤委員 でございます。

次に、秋田労働局長及び本審議会の事務局を務めます職員を紹介させていただきます。初めに、秋田労働局長の山本です。続いて、労働基準部長の山口です。賃金室の職員ですが、賃金室長の佐藤です。賃金室長補佐の加賀谷です。賃金指導官の我妻です。私、賃金調査員の杉本でございます。不行き届きな点もあろうかと思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、これからの議事進行は長岐会長をお願いいたします。

○長岐会長

今年もまたこの時期を向かえました。いよいよ長丁場になりますが、地賃は9月上旬前後までとなります。

昨年度に引き続きまして私が会長として、公益代表委員として、公正中立の立場で審議を進めてまいりますので、皆様よろしく願いいたします。

それでは早速議事に入ります。議題の1は「令和6年度秋田県最低賃金の改正決定の諮問について」です。局長より改正諮問があるようですので、諮問をお受けしたいと思います。

それでは、局長、諮問をお願いいたします。

○山本局長

最低賃金法第12条及び第10条第1項に基づき、令和6年度秋田県最低賃金の改正決定について諮問申し上げます。

○杉本賃金調査員

報道機関の方は、撮影しやすい場所に移動していただいて結構です。

【 局長から会長へ諮問文を手交 】

○杉本賃金調査員

報道機関の方にはお願いですが、カメラ撮りはここまでとさせていただきます。
ご協力をお願いいたします。

それでは会長引き続きよろしく願いいたします。

○長岐会長

局長から諮問をお受けしました。

事務局から各委員に本諮問文の(写)を配付してください。配付が終わりましたら、読み上げてください。

○佐藤賃金室長

それでは、秋田県最低賃金の改正決定の諮問文を読み上げます。

秋労発基0703第1号

令和6年7月3日

秋田地方最低賃金審議会

会 長 長 岐 和 行 殿

秋田労働局長

山 本 博 之

秋田県最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第12条の規定に基づく、秋田県最低賃金(昭和55年秋田労働基準局最低賃金公示第1号)の改正決定に関して、最低賃金法第10条第1項の規定に基づき、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版(令和6年6月21日閣議決定)及び経済財政運営と改革の基本方針2024(同日閣議決定)に配慮した、貴会の調査審議をお願いする。

以上です。

○長岐会長

本日の諮問にあたりまして、局長からご挨拶をいただきたいと思います。

○山本局長

秋田労働局長の山本でございます。令和6年度の最低賃金改正決定の諮問にあ

たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、審議会委員として審議にご尽力をいただきますことに、御礼申し上げます。

今年度の諮問につきましては、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2024」に配意したとの文言を入れさせていただいております。その内容につきましては、このあと担当から説明させていただきます。

24年春闘の全国平均の妥結結果は高水準となっておりますが、ウクライナ侵攻の長期化に伴う原油・原材料等価格の高騰や日米金利差による円安のため、国内の物価も上昇を続けており、実質賃金が25か月連続マイナスとなっております。

委員の皆様には、これらの点にも配意しつつ、秋田県の現状や今後の在り方等を踏まえ、充実した審議をお願いいたします。

最低賃金につきましては、皆様ご承知のとおり、すべての労働者の賃金の最低額を保障するセーフティネットとして重要な役割を担っており、その重要性はますます高くなっております。本県の労働者並びに使用者の方々をはじめ県民全体にとって大きな関心事でもあります。

私ども事務局といたしましても、委員の皆様のご要望等に迅速に対応し、円滑に審議が進むよう努力してまいりたいと考えておりますので、委員の皆様には、県民の期待に応えるべく活発かつ充実したご審議をお願い申し上げまして、諮問に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

○長岐会長

ありがとうございました。

ただ今、局長から「秋田県最低賃金の改正決定について」調査審議を求められました。最低賃金の改正決定の審議にあたって事務局から説明がありましたらお願いいたします。

○我妻賃金指導官

それでは、令和6年度の最低賃金の政府方針(閣議決定)資料についてご説明いたします。資料2をご覧ください。

こちらの資料は、6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024」いわゆる「骨太の方針」と「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」の関係部分を抜粋したものです。

上の囲み部分、「経済財政運営と改革の基本方針2024」の、(1)賃上げの促進について読み上げますと豊かさを実感できる所得増加を実現し、来年以降に物価

上昇を上回る賃上げを定着させる。このため、賃上げ支援を強力に推進するとともに、医療・福祉分野等における賃上げを着実に実施する。

最低賃金は、2023年に全国加重平均1,004円となった。公労使三者で構成する最低賃金審議会における毎年の議論の積み重ねを経て、2030年代半ばまでに全国加重平均を1,500円となることを目指すとした目標について、より早く達成できるよう、労働生産性の引上げに向けて、自動化・省力化投資の支援、事業承継やM&Aの環境整備に取り組む。今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げるなど、地域間格差の是正を図る。となっております。

続きまして、下の囲み部分、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版」では、Ⅱ.人への投資に向けた中小・小規模企業等で働く労働者の賃上げ定着、2.非正規雇用労働者の処遇改善、賃上げの裾野を更に広げていくため、男女間賃金格差の是正や、非正規雇用労働者の方の賃金引上げを進める。とされており、最低賃金の引き上げについて、今年は、昨年を上回る水準の春季労使交渉の結果を含み、労働者の生計費、事業者の賃金支払能力の3要件を踏まえて、最低賃金の引上げ額について、公労使三者構成の最低賃金審議会ですっかりと議論いただく。となっております。私からは以上です。

○長岐会長

ただいまの事務局からの説明について、何かご質問はありますか。

特にないようですので、議題の1に戻ります。

本日の諮問を受けまして、最低賃金法第25条第2項の規定により「秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会」を設けて、そこで調査審議することとなります。

事務局から諮問後の事務的な手続き等について、説明してください。

○佐藤賃金室長

本日、令和6年度秋田県最低賃金の改正決定について諮問いたしましたので、本審議会として、最低賃金法第25条第5項の規定により、関係労働者及び関係使用者から、意見を聴くこととなります。このための公示を本日举行します。

また、専門部会委員の推薦公示につきましても、本日举行します。

公示期間につきましては、意見聴取の公示期間は、令和6年7月19日金曜日まで、専門部会委員推薦の公示期間は、令和6年7月17日水曜日までと、いたしますので、よろしく願いいたします。

○長岐会長

ただ今、事務局から説明がありましたが、「意見聴取」と「最低賃金専門部会」の委員の候補者の推薦等の公示に係る事務手続きについて、進めていただくこととしてよろしいでしょうか。

○委員多数

異議なし。

○長岐会長

それでは、そのように進めていくこととします。

次に、議題2の「令和6年度審議方針について」審議いたします。事務局から説明してください。

○佐藤賃金室長

審議方針の案につきましては、資料3としてお付けしております。

あらかじめ会長及び労使の各代表委員に、昨年度の審議方針を改正する必要があるかについてご意見を求めましたところ、改正する必要はないとのことで一致しましたので、令和6年度審議方針(案)として提案いたします。要点のみご説明いたします。

この審議方針(案)の1の(1)のエに『専門部会において、各側の出席委員全員の意思が一致した場合は、最低賃金審議会令「第6条第5項」を適用すること』とあります。

最低賃金審議会令「第6条第5項」には「審議会は、あらかじめ、その議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。」と規定されておりますので、専門部会において「全会一致」で決議がなされれば専門部会の決議をもって本審の決議に代えるというものであります。

なお、「全会一致」で決議がなされた場合でも、本審の場で報告をさせていただきます。以上です。

○長岐会長

本年度の審議方針は、この審議方針(案)のとおりとすることよろしいですか。

○委員多数

異議なし。

○長岐会長

それでは、そのように決定することとします。

次に、議題3の「令和6年度審議日程について」審議いたします。審議日程について事務局から説明してください。

○佐藤賃金室長

それでは、今年度の審議日程について提案させていただきます。資料4をご覧ください。

本年度は、6月25日に目安諮問が行われ、中央最低賃金審議会から目安答申が示されるのは7月下旬と予想されますが、確定したものではございません。

このため、現時点で予定している日程は、あくまでも7月下旬に目安答申が示されることを前提に、例年通りできる限り早期の改正発効を目指すこととしたものであることにご留意願います。

7月29日月曜日の第2回本審では、中賃の目安について伝達させていただく予定です。同日、本審終了後に、第1回専門部会を開催いたします。ここでは、後ほど説明いたしますが、公示に基づき関係労使から意見書が提出された場合に、意見聴取等を行うことを予定しております。その後、金額審議に入り、労使の基本的考え方とそれに基づく金額を提示させていただく予定としておりますので、労使各代表委員におかれましては、よろしくお願いいたします。

それから、8月2日金曜日の第2回専門部会での金額審議を経まして、事務局といたしましては8月5日月曜日の第3回専門部会での結審を予定しておりますが、結審できなかった場合は、第4回専門部会を開催して継続審議することとなりますので、8月9日金曜日を予備日としております。何卒、日程の確保をお願いいたします。

次に、資料5をご覧ください。先程、8月5日の専門部会で結審を予定していると説明いたしましたが、答申日と書かれている左端の欄の8月5日月曜日に結審しますと、今年度は暦の関係で右端の欄に発効予定日と書かれている9月29日日曜日が法定発効日となります。9月中の発効となることから、今年度は指定日発効として10月1日火曜日としたいと考えております。審議がずれ込み8月9日に結審となりますと、発効日は10月5日土曜日となり発効が4日間ずれ込むこととなります。

また資料4に戻っていただきまして、答申後、異議申し立ての公示を行い、異議の申し立てがあった場合は、8月下旬、8月21日頃に第4回本審を開催することとなります。さらに、9月、10月と特定最低賃金の改正審議にかかる専門部会を開催する予定となっておりますので、今後日程調整をさせていただく予定としております。以上でございます。

○長岐会長

ただ今、今後のスケジュールについて事務局から説明がありました。今年も全会一致の決議に向けて円滑な審議にご協力をお願いします。

それでは日程の説明について、何か質問等ございますか。

○小野委員

本文についての質問というより、情報としてCランクの県の発効日といえますか結審日が大幅に後ずれしている県がいくつかあると聞いています。特に大幅に変更になっている県を教えてください。

○長岐会長

事務局、判明している範囲でお願いします。

オフィシャルになっているのかの確認もお願いします。

○佐藤賃金室長

あくまで本省に報告している「予定」で、各局共通で把握している情報であります。

Cランク県の東北、青森の答申日が8月9日、岩手が大幅に後ろ倒しで8月28日の答申予定となっております。山形も遅くなっておりまして8月21日の答申予定でございます。あとは四国・九州でCランクが多くなっておりまして、その中で遅いところというと高知が8月13日。それ以外では、8月5日、8月7日、8月9日という状況です。

○小野委員

ありがとうございます。

○長岐会長

関連してほかに質問等ございませんか。

特にないようですので、そうすると、秋田の地賃では他の県の動向はさておき、先ほど事務局から説明がありました日程で行い、中賃目安答申次第で流動的になると思いますが、現段階においてはこの審議日程に沿って審議会を開催することとし、仮に8月5日に答申があった場合、暦の関係で9月29日が法定発効日となることから、今年度は指定日発効として10月1日とすることによろしいですか。

何か質問ございませんか。

私からお聞きするのはおこがましいのですが、皆さん理解しているのかどうか。暦の関係で9月29日日曜日が法定の発効日となることから、今年度は指定日発効として10月1日とする、ということです。法定発効と指定日発効の説明をしておかなければいけないのではないのでしょうか。

○佐藤賃金室長

法定発効というのは、答申から数えて、資料5にあります通り、官総持込が自動的に決まり、官報公示も自動的に決まり、30日後に発効となります。これが法定の発効です。

指定日発効というのは、例えば、秋田の特定最賃はすべて指定日発効させていただいております。4特定最賃ありますが、それぞれ答申日が別ですが、発効日を統一して、後ろに持って行って並べて発効させることで、今回は県最賃について、今まで9月発効といのは何十年も前の話で、ここ最近は、10月1日発効を目指しておりますので今回は2日遅れる形となりますが、10月1日を指定日として発効させる、そういった手続きを指定日発効ということになります。

よろしいでしょうか。

○長岐会長

ありがとうございました。今のご理解いただけましたか。

○委員多数

はい。

○長岐会長

それでは、そのように今後の手続きを進めたいと思います。

次に、議題4の「その他」についてです。事務局で何かありますか。

○佐藤賃金室長

その他として、意見聴取について提案をさせていただきます。

続いて、最低賃金引上げに向けた中小企業支援対策と参考資料集についてご説明させていただきたいと思います。

○長岐会長

それでは最初に、1点目の意見聴取について審議いたします。

事務局から提案理由を説明してください。

○佐藤賃金室長

意見聴取について提案させていただきます。

さきほど、局長から最低賃金の改正決定について諮問させていただきましたので、事務局では本日、最低賃金法第25条第5項に基づく諮問に係る意見聴取の公示を行います。この意見聴取の公示に対しましては、昨年も意見書の提出がありましたので、事務局では今年も意見書が提出されるものと考えております。

仮に、例年と同様に意見書が提出された場合には、7月29日の第1回専門部会で意見聴取することを予め議決していただければ、円滑な審議会運営ができるものと考えております。

仮定の話で大変恐縮ではございますが、意見書が提出された場合について、7月29日の第1回専門部会で意見聴取する方向で事務局が調整してよろしいかについてご審議いただきたいと考え、提案させていただきます。

ただし、例年と同様でないケースの場合には、改めてご審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○長岐会長

事務局の説明でご質問等ございませんか。

あくまで7月29日に、目安の後に審議会が開かれるという前提です。そして例年と同様でないケースの場合とは。

○佐藤賃金室長

意見書が提出されなかった場合です。

○長岐会長

目安が遅れた場合はどうですか。

○佐藤賃金室長

目安が遅れた場合は、後ろ倒しになる可能性があります。

○長岐会長

関係なく意見聴取を行うということですか。

○佐藤賃金室長

日程が立て込む可能性もありますので、そちらを先にとということもあり得るか

もしれません。

○長岐会長

イレギュラーが起こった場合は。

○佐藤賃金室長

事務局からご連絡させていただきます。

○長岐会長

そういう前提で、7月29日の第1回専門部会で意見聴取をするかどうかについていかがでしょうか。

それでは、特に意見等もないようですので、仮に意見書の提出があれば、意見聴取することといたします。その場合は、7月29日開催の第1回専門部会で実施する方向で事務局が調整してください。

それでは次に、「最低賃金引上げに向けた中小企業支援対策」について、事務局から説明してください。

○佐藤賃金室長

それでは、最低賃金引上げに向けた中小企業支援対策について説明させていただきます。本日、カラーのリーフレットを配付させていただいております。

一つは、令和6年度業務改善助成金のご案内になります。

助成金を活用し、賃金引上げと業務改善に取り組みたい、という事業所の方にはぜひ検討していただきたい制度ですが、概要としては、事業場内最低賃金を30円以上引上げ、生産性の向上に資する設備投資などを行った場合に、その設備投資にかかった費用の一部を最大で600万円助成する、という制度です。

1ページにありますとおり、対象事業者は、事業場規模が100人以下の中小企業・小規模事業者であって、事業場内で一番低い賃金と、地域別最低賃金の差額が50円以内であること、となっています。秋田県であれば、事業場内最低賃金が897円以上947円以下となります。

対象となる設備投資は、POSレジシステムの導入による在庫管理の短縮、リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮、国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し、顧客管理情報のシステム化などがあげられます。

また、2ページ目の一定の要件に当てはまる場合は「特例事業者」として3ページ目にある助成対象経費の特例を受けられるようになっております。

続いて、「秋田働き方改革推進支援センター」のリーフレットをご覧ください。
秋田働き方改革推進支援センターでは、社会保険労務士等が、賃金の引上げとそれに伴う生産性向上のための設備投資などにかかる業務改善助成金の相談やその他各種助成金の活用などについて、無料で相談に応じておりますので、積極的にご活用いただけるよう周知を行っているところです。

次に、「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策」をご覧ください。

業務改善助成金などの賃金引上げに関する支援、生産性向上に関する支援、下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援、資金繰りに関する支援などが記載されており、次の「最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ」には、業務改善助成金、キャリアアップ助成金、ものづくり補助金、働き方改革推進支援センター、よろず支援拠点のほか、IT導入補助金、賃金引上げ特設ページの案内が掲載されています。厚生労働省、経済産業省、中小企業庁による横断的な支援施策一覧となっております。

次に、令和5年度の業務改善助成金申請・交付決定件数一覧表になります。

令和5年度の令和6年5月末の全国確定値になります。申請件数は19,754件、申請金額は238億2700万円、交付決定件数は13,603件、決定金額159億6600万円となっております。

1枚めくっていただいで、都道府県の暫定申請件数一覧がございます。秋田県の3月末暫定申請件数は133件となっております。ちなみに、令和4年度は56件となっております。

全国の申請件数は、対前年度比2.7倍、秋田県は2.4倍となっております。件数では東北では青森243件、岩手280件、宮城298件、山形210件、福島316件と秋田県は最下位となっております、全国でも山梨、富山、島根より下の最下位の133件という状況です。

令和6年度の5月末までの2か月間の申請件数は、全国で1,245件、秋田は7件となっており、山梨と同数で最下位となっております。

業務改善助成金は特に、最低賃金の引上げのための支援施策でありますので、これまでも雇用環境・均等室と連携して、あらゆる機会をとらえて関係団体、事業場に対して周知を図ってきたところですが、今年度も改定最低賃金の発効に向け、早期かつ重点的に周知広報に取り組んで参りたいと考えております。

最低賃金引き上げに向けた中小企業支援対策等についての説明は以上です。

○長岐会長

続いて指導官よろしく申し上げます。

○我妻賃金指導官

私からお手元に配付しております、オレンジ色のフラットファイル、「令和6年度 秋田地方最低賃金審議会 参考資料集」について、簡単にご説明いたします。

それでは、まず、資料1「令和6年春闘 各機関別賃上げ集計状況」についてです。連合、経団連、厚生労働省が集計した賃上げ率、妥結額が記載されております。賃上げ率、妥結額とも昨年同時期を上回っている状況です。なお、厚生労働省の令和6年の集計状況は8月上旬公表予定となっております。

資料2は秋田財務事務所発表資料の「県内経済情勢報告(令和6年4月判断)」です。1ページの総論「総括判断」では「県内経済は持ち直しつつある。」としています。

資料3は「令和5年4月の標準生計費」、資料4は「秋田市における一人世帯標準生計費」、資料5は「生活保護基準額」、資料6は「生活保護基準の推移」となっております。

資料7は「令和5年賃金構造基本統計調査の概況」です。都道府県別のきまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額が掲載されている資料を1枚目に、2枚目以降が「令和5年の概況」となっております。

資料8は「令和5年 秋田市消費者物価指数(年報)」、資料9は「消費者物価指数 秋田市(令和6年5月分)」です。

資料9の令和6年5月分の秋田市の概況を見ますと、総合指数は2020年令和2年を100として110.5となっており、前月比は0.4%の上昇、前年同月比は3.4%の上昇となっております。

資料10は「秋田県鉱工業生産指数月報(令和6年4月分)」です。秋田、東北は季節調整済指数が前月比プラスとなっております。

資料11は「毎月勤労統計調査 令和5年平均の概況(秋田県)」、資料12は「毎月勤労統計調査地方調査結果速報(令和6年4月分)」です。資料12の4月分速報では事業所規模5人以上の常用労働者の現金給与総額は、256,845円で前月比1.0%の増、前年同月比では4.9%の増となっております。

資料13は「秋田県内の雇用情勢(令和6年5月分)」です。有効求人倍率は1.30倍で、前月比0.02ポイント減となっており、東北では第2位となっています。概況の県内雇用情勢は「持ち直しの動きに足踏み感がうかがわれ、物価上昇等の影響により一部に厳しさがみられる。」といった状況となっています。

資料14は日本銀行秋田支店発表資料の「県内金融経済概況(2024年6月19日)」です。基調判断の項目にある県内概況は「県内景気は、回復の動きが一服してい

る。」としています。

資料15は同じく日本銀行秋田支店発表資料の「秋田県内「全国企業短期経済観測調査」結果」2024年6月調査となっております。

資料16は「秋田県の企業倒産状況」の資料となります。

1枚目は過去10年の倒産状況の推移を表したもので、2023年度の負債総額1,000万円以上の倒産件数は64件で、直近10年で最も多くなっています。特に「ゼロ・ゼロ融資」の返済が本格化した夏場以降に増加傾向にあり、下半期のみで42件を記録し、年間の65.6%を占めています。

2枚目は、2023年4月から2024年5月までの月ごとの倒産状況の推移を表したものととなります。

3枚目以降は、東京商工リサーチ秋田支店発表の2023年度全体の倒産状況、倒産件数が多かった2023年7月、2023年12月、2024年3月及び直近の2024年5月の倒産状況、2024年1月以降の倒産関連の記事となります。

以上、16種類の資料を準備させていただきましたので、今後の審議の参考としていただければ幸いです。

なお、第2回本審開催までに新しいデータが発表されたものについては、最新資料を配付する予定です。私からは以上です。

○長岐会長

助成金についての説明と参考資料についての説明がありましたが、今日の時点で、何かご質問はございますか。

この参考資料は今後の審議の過程でも使用される資料ですね。

○我妻賃金指導官

はい、そうです。

○長岐会長

そういう前提で今後質問する機会があるかと思いますが、ほかに確認したいことはありますか。

○堀井委員

質問ではありませんが、倒産状況資料のグラフの数字が黒くてよく見えないのですが、どこで取り寄せできますか。

○我妻賃金指導官

次回までに、対応させていただきます。

○長岐会長

今のは、中身の問題ではなく見え方の問題です。事務局でご検討をお願いします。

ほかに質問がなければ、次に移ります。

事務局から、ほかに何かありますか。

○佐藤賃金室長

お願いになりますが、報道関係者からの照会に対する対応についてのお願いです。資料8「審議会の公開に関する事務処理要領」をご覧ください。事務処理要領の4番の①にありますように、審議会の概要につきまして、事務局が対応することといたしますので、よろしくお願いいいたします。

資料の6、7、9につきましては、審議会の運営規定と10につきましては法条項は参考としてお付けしたものです。昨年一部改正がありましたが、今年度は改正はございませんので後で見ただけいただければと思います。以上です。

○長岐会長

事務局からの報道関係者に対する対応についての説明がありました。この会場には報道関係の方もいらっしゃるのでもよろしくお願いいいたします。

他に何かありませんか。

特にないようですので、本日の秋田地方最低賃金審議会を終了いたします。次回は、7月29日月曜日に本審と専門部会が予定されていますので、よろしくお願いいいたします。本日はお疲れ様でした。